

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県立学校における対応について

県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増している中、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、今後の県立学校の教育活動について、主に部活動にかかる県の対処方針を、下記のとおり一部修正（下線部）することが決定しました。

については、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、引き続き感染防止対策を徹底しながら、県立学校の教育活動を以下のとおりとします。対応願います。

記

1 教育活動

- (1) 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高まっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う
- (2) 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する
- (3) 特に、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する

2 部活動【4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い】

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しない（下記※を除く）
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高まっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動する
 - ・ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
 - ・ 活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする
 - ・ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
 - ・ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
 - ・ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 感染防止対策【4月16日(金)～5月5日(水)までの取扱い】

感染状況のステージを判断する指標が全てステージ4となっていることを踏まえ、緊急事態宣言時(令和3年1月13日付けの通知)と同様に次のとおりとする。

- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底する

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

また、同様の理由で欠席したいとの相談があった場合は、出席停止となる旨伝えること

なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮すること

- ・教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる(特別休暇)

別添「家庭における新型コロナウイルス感染防止対策について」を参照(下線部分)

【本件問い合わせ先】兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班(担当:森鼻)
TEL 078-362-3789(直通) FAX 078-362-3959

家庭における新型コロナ感染防止対策について

I ウイルスを家庭に持ち込まない

1 リスクの高い行動の自粛

- ① 不要不急の外出・感染拡大地域への移動の自粛
- ② 感染防止が徹底されていない感染リスクが高い施設の利用の自粛 等

2 基本的な感染対策の徹底

① 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進

マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉、密集、密接）の回避

② 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意

- 1) 飲酒を伴う懇親会等
- 2) 大人数や長時間におよぶ飲食
- 3) マスクなしでの会話
- 4) 狭い空間での共同生活
- 5) 休憩室、喫煙所、更衣室等

II ウイルスを家庭内に広げない

1 「人にうつさない行動」の実施

会食など感染リスクの高い行動後、一定期間は、できるだけ家族においても、人との接触に注意するとともに、家庭内でもできるだけ、マスクを着用

- 2 帰宅後、マスクの表面に触れないよう処分し、外した後は、必ず石鹸で手洗い
- 3 こまめな手洗い、アルコール消毒の実施、定期的な換気や適度な保湿の実施
- 4 咳や発熱など症状がある場合には、可能な限り、個室の確保や共有スペースの導線の分離など行い、手で触れられる共有部分の消毒を実施

III ウイルスを家庭外に広げない

- 1 毎日の検温実施など家族全員の健康管理を実施
- 2 咳や発熱など症状がある場合には、通勤・通学を含め外出を控え、電話でかかりつけ医等に相談
- 3 家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合などには、勤務先や学校等に連絡のうえ、出勤や登校を自粛
- 4 家族が感染した場合は、保健所の指導に従い検査を受検するとともに、家庭内感染に注意し、健康観察中は外出を自粛
- 5 家庭内感染が急増しており、健康状態に特に問題がなくとも、家庭から職場・学校・施設へのウイルス持ち込みによるクラスターを発生させないなど、感染防止対策の徹底

(電子メール施行)
教体第1080号
令和3年4月15日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県立学校における対応について

県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していることを踏まえ、教育活動の取り扱いについて、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うようお願いします。

【本件問い合わせ先】兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班 (担当：森鼻)
TEL 078-362-3789 (直通) FAX 078-362-3959